

東京都社会的責任調達指針 に係る通報受付窓口について

令和7年5月

<u>本調達指針における用語の定義</u>	<u>2</u>
<u>1 この資料の目的</u>	<u>3</u>
<u>2 通報対象案件</u>	<u>4</u>
<u>3 通報できる方</u>	<u>6</u>
<u>4 通報受付期間と通報手段</u>	<u>7</u>
<u>5 通報に必要な情報</u>	<u>8</u>
<u>6 通報処理の流れ</u>	<u>10</u>
<u>7 その他ご理解いただきたいこと</u>	<u>12</u>

本調達指針における用語の定義

用語	意味
工事・物品等	東京都（以下「都」という。）が調達する工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、業務委託を含む各種サービス等（電磁的方法により提供されるものを含む。）。
受注者等	都が調達する工事・物品等の契約の相手方。
サプライチェーン	原材料の採取を含め、受注者等に供給するまでの製造や流通等の各段階（部品・材料の供給、下請け、再委託等の各段階を指す。）。
調達関連事業者	受注者等及びそれらのサプライチェーンを担う事業者。
調達過程	受注者等が工事・物品等の契約を履行するに当たっての国内外における、原材料の採取、製造、制作、建設、流通、運営等の過程。 なお、本調達指針においては、対象とする範囲を明確化するため、「5 持続可能性確保に向けた視点」において特に指定する場合を除き、都への納品・サービス提供までとする。
負の影響	人権、環境等の持続可能性を脅かす影響（持続可能性へのリスク）。
法令等	憲法、条約、法律、条例、政令、府省令、告示、規則、庁令、訓令、通達その他これに類するものを指す。
デュー・ディリジェンス	サプライチェーンを含む企業の事業活動を通じた法令違反、人権侵害、環境汚染等の負の影響を評価した上で、その結果を踏まえた対策を講じ、さらにその効果について検証した上で、検証結果や取組内容について定期的に開示する、一連の継続的なプロセス。
ステークホルダー	企業の事業活動により影響を受ける又は影響を受ける可能性のある利害関係者（個人又は集団）。
労働者等	受注者等が工事・物品等を提供するに当たり、何らかの作業に従事する者。正規・非正規等の雇用形態を問わず、また、フリーランスの作業従事者を含む。
外国人・移住労働者	労働者のうち、調達過程の各拠点における当該国の国籍を有しない者（技能実習生、特定技能在留外国人、外国人留学生等を含む。）。

1.この資料の目的

- 東京都では2025年5月から東京都社会的責任調達指針に係る通報受付窓口を開設・運用中です。
- 通報受付窓口をより利用しやすいものとするため、本資料では、通報する方の立場に立ち、どのようなことが通報できるのか、通報する際にどのような情報が必要か、手続きがどのように進んでいくのかといったことについて、わかりやすく説明します。

2.通報対象案件

- 調達指針は、都が行う調達の全てを対象としており、通報受付窓口では、以下2点両方に該当する通報を取り扱います。
 - ✓ 東京都（公営企業局を除く。）が調達するすべての工事・物品等に関する案件
 - ※現時点では、令和7年4月以降に公表される財務局経理部契約第一課及び契約第二課が発注する案件から適用を開始し、運用状況を踏まえ順次対象の拡大を検討していく予定です。
 - ✓ 「東京都社会的責任調達指針」の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る具体的事実に基づく内容のもので、サプライチェーンにおけるものを含む）
- ただし、上記に該当するものであっても、中傷目的等悪意のある通報、他の紛争処理手続において係争中であり手続を開始することが適切でないと認められる場合は、処理手続を進めないことがあります。
- 東京都は、上記の判断については、必要に応じ外部有識者で構成される助言委員会の助言を得るなど、客観性と公平性を確保しながら、進めてまいります。
- 通報は、原則として、履行期間中の契約に係るものを対象とします。ただし、不遵守の事実を知り得たのが履行期間終了後の場合には、履行期間終了後1年以内の通報についても受け付けます。

2.通報対象案件

- 対象になる案件としては、以下の例のようなケースを想定しています。

(通報受付窓口で扱う対象となる事例)

- ✓東京都が調達する物品の製造に従事する従業員の賃金が最低賃金未満となっている。
 - ✓東京都が調達する物品の製造に従事する外国人技能実習生が、適法な雇用手続きを経ずに働いている。
 - ✓東京都が発注した工事を請け負っている会社で、個人用保護具（ヘルメット等）を使用されずに工事が行われている。
 - ✓東京都が調達する物品の製造に従事する従業員が、法律上の上限を超えて残業している。
- 以下の例のような通報は、本通報受付窓口における取り扱いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

(通報受付窓口での取り扱いの対象外となる事例)

- ✓国や東京都以外の地方自治体が調達する物品・工事に関する通報
- ✓東京都との調達契約を有する事業者の製品だが、東京都に供給されない製品に使われている原材料の採取に関する通報
- ✓東京都と調達契約を有する事業者の労働者だが、東京都に提供するサービスに従事しない労働者の労働環境に関する通報
- ✓業界全体における賃金水準等の改善を求める通報

3. 通報できる方

- 本通報受付窓口へは、以下の方が通報を行うことができます。
 - ✓ 調達指針の不遵守の結果として、負の影響を受けた当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）
 - ✓ 調達指針の不遵守の結果として、相当程度の蓋然性で将来負の影響を受けると考えられる当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）
 - ✓ 上記の当事者をはじめとするあらゆるステークホルダー
- 当事者の方が通報することもできますし、代理人を介して通報することもできます。
- 通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、通報者が希望すれば、被通報者に対しても匿名とすることができます。
- 通報者に対し、通報したことを理由として報復行為を行うことは、調達指針において禁止されています。

4.通報受付期間と通報手段

- 通報受付期間：2025年5月1日～
- 通報手段：
 - 1.指定の書面（通報様式）をメールアドレスで送信
 - 2.指定の書面（通報様式）を郵送で提出
- ✓ メールアドレス：[shishin_tsuho\(at\)section.metro.tokyo.jp](mailto:shishin_tsuho@section.metro.tokyo.jp)
 - ※メール送信の際は(at)を@に置き換えてご利用ください。
 - ※このアドレスは受信専用です。
 - ※通報内容の確認や調査に当たって、東京都又は東京都が委託する第三者からご連絡させていただくことがあります([metro.tokyo\(at\)reception.section.grievance.jp](mailto:metro.tokyo@reception.section.grievance.jp))
- ✓ 郵送先住所：〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎
財務局経理部総務課契約調整担当
東京都社会的責任調達指針通報受付窓口

5.通報に必要な情報

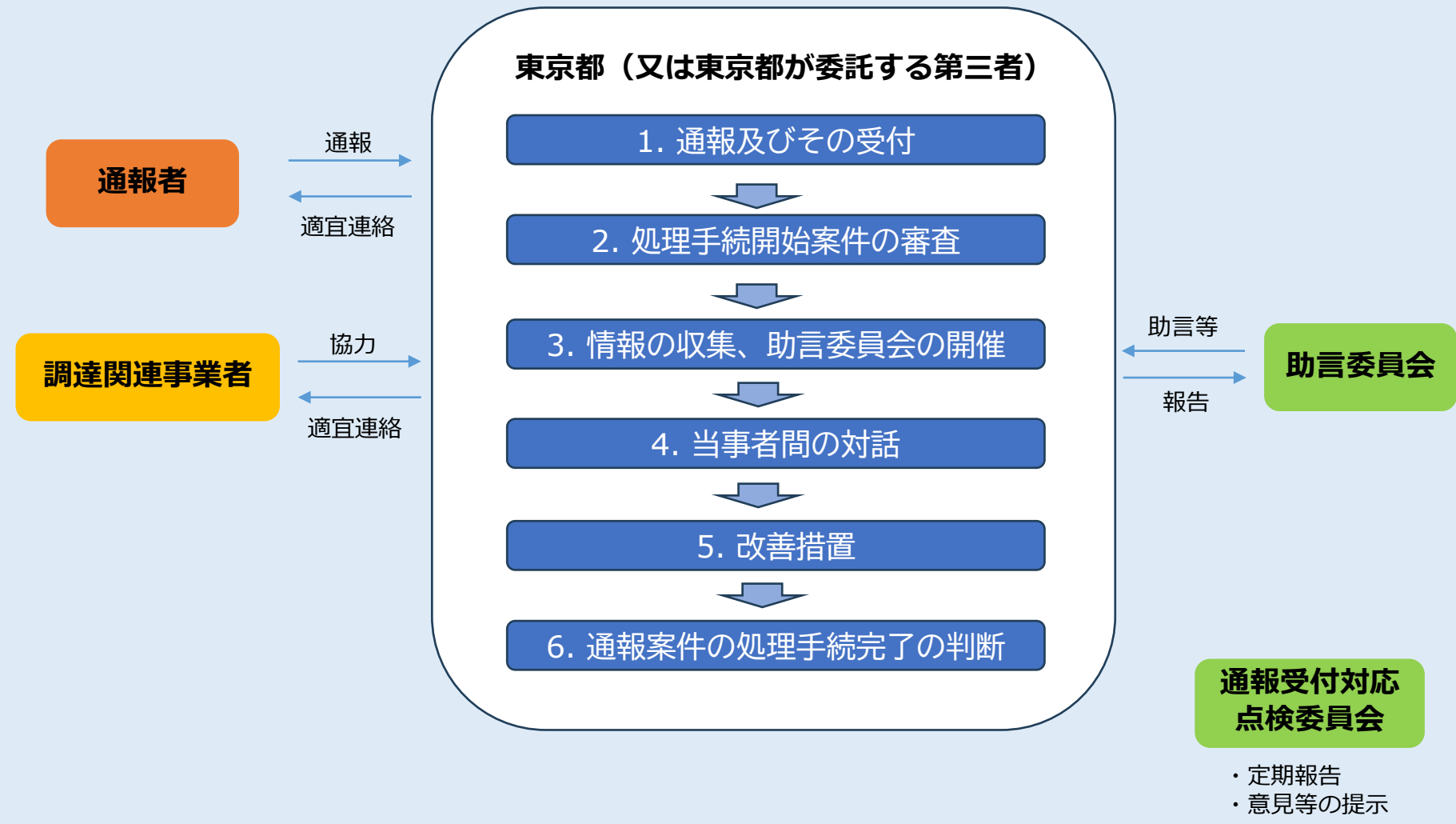
- 通報は、通報の書面（通報様式）に以下の必要事項を記載の上、提出してください。
 - (1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、メールアドレス）
 - (2) 被通報者に関する情報（氏名又は名称、住所及び連絡先、通報者との関係）
 - (3) 東京都が調達する工事・物品等を特定するに足る情報
 - (4) 通報者が考える不遵守の具体的事実及び当該不遵守の対象となる調達指針の条項
 - (5) 調達指針不遵守の結果、現実には生じた負の影響又は将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる負の影響の具体的内容
 - (6) 通報者が期待する解決策
 - (7) 被通報者との対話の事実
 - (8) 他の紛争処理手続きにおいて係争中の案件又は本通報受付窓口における処理手続きが行われている案件に該当するか否か（該当する場合はその具体的内容）
- 通報様式の項目ごとの留意事項については、「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口 業務運用基準 を参照してください。
- 通報様式は以下のウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/20250501_tsuuhou_japanese_1

5.通報に必要な情報

- 通報様式の記載言語は、原則として日本語又は英語です。
- 対象案件に該当するかの判断を含め、その後の手続きが円滑に進むように、通報様式の記載に当たっては、根拠となる客観的な情報をできるだけ詳しく記載いただくようお願いいたします。
- 通報が不完全でも、それだけを理由に却下されることはなく、情報の追加・補正をお願いした上で、必要な情報がそろえば、手続きを進められる場合があります。
- 本資料P4~5の「通報対象案件」等もご覧になり、通報しようとしている内容がこの仕組みに該当するかご確認ください。

6.通報処理の流れ

- 通報処理の標準的な流れを以下に示します。



6.通報処理の流れ

- 案件の内容・性質によって、複数の手続きを並行して行ったり、一部の手続きを省略したりすること等があります。
- 通報者が当事者（調達指針の不遵守によって負の影響を受ける個人等）でない場合は、当事者間の対話が可能かどうか判断するため、当事者またはその代理人を紹介いただけるか通報者へ確認させていただきます。
- 通報者が代理人の場合、当事者本人に連絡し、代理した事実について確認させていただきます。
- 第三者による通報で当事者が特定できない場合など、当事者間の対話が見込まれない場合は、前ページの「3.情報の収集」として調達指針不遵守に係る事実確認を行い、その結果を踏まえて、必要があれば「5.改善措置」を求める等した上で、処理を完了します。なお、この場合も助言委員会は組成され、東京都の求めに応じて助言等を行います。
- 中傷目的等悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、競争有利を得るために作られた通報、その他本通報受付窓口における手続きを開始することが明らかに適切でないと認められる場合、処理手続を開始しないことがあります。

7. その他ご理解いただきたいこと

- 通報者が公開を望まない場合を除き、通報の概要、処理手続の状況、改善措置の状況、結果の概要は、ウェブサイトで公表されます。公開にあたっては、個人のプライバシー等は十分配慮されます。
- 東京都は、通報処理案件について定期的に通報の対応を取りまとめ、通報受付対応点検委員会に報告し、今後の通報受付窓口の運用改善に向けた意見を求めています。